

令和8年度

税制改正大綱解説資料

2026年1月

ビジネス&ライフ・コンサルティング

MIKATA

【はじめに】税制改正大綱とは

- 税制改正大綱とは、その時の政権与党が、翌年度以降の新しい税制改正や今後の検討事項をまとめた文書のこと
- 業界団体や各省庁が8月頃に各種要望をまとめ、その後税制調査会が議論を重ね、与党として12月に取りまとめるのが恒例。翌年の通常国会での審議を経て、3月に法案が成立・公布され、法案に定められた日から施行される

概要

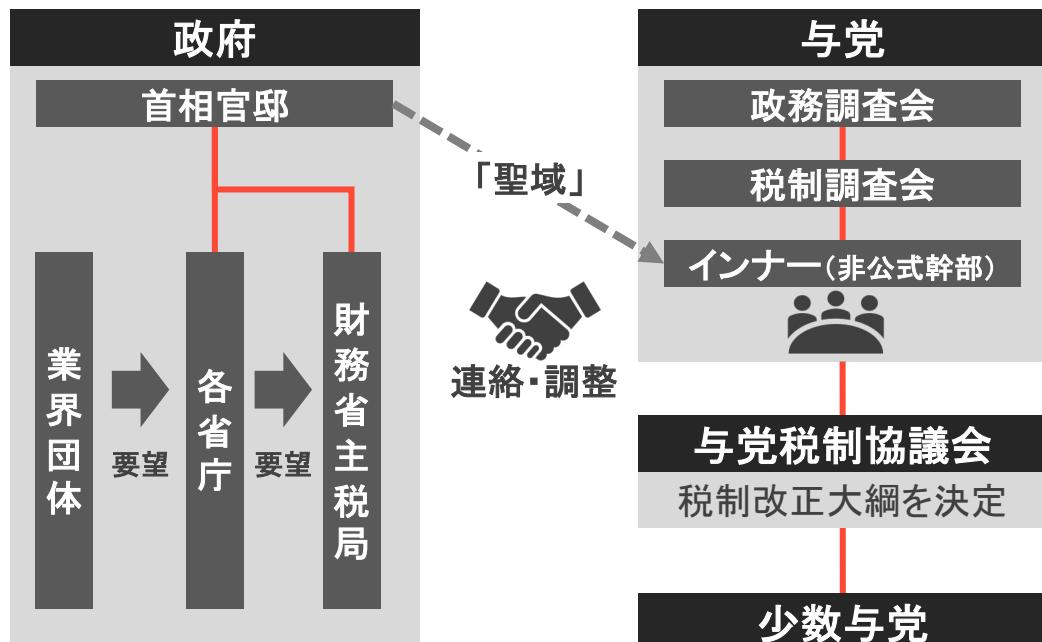
【概要】

税制改正大綱とは、与党の税制調査会が中心となり翌年度以降の税制改正の方針をまとめたもの

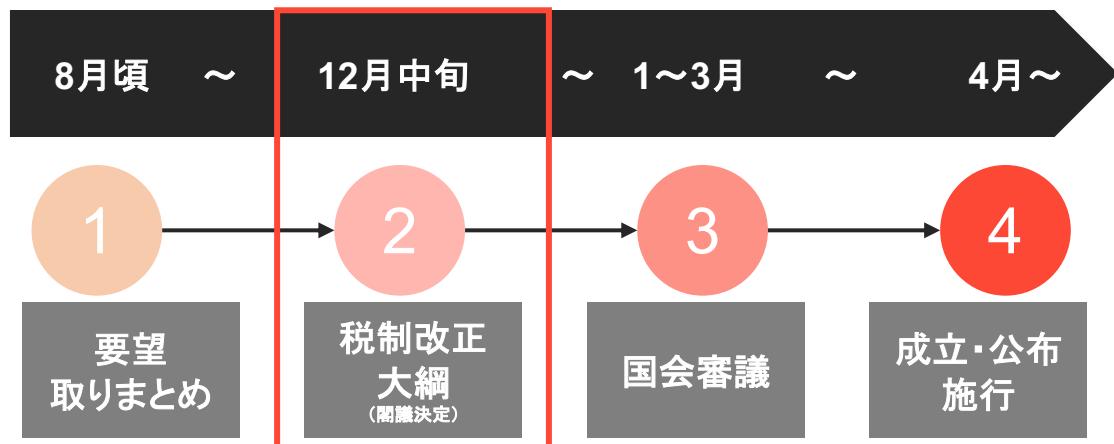
【社会への影響】

大綱決定で翌年度の国の税収見通しが分かり、**国民の暮らしや消費、投資、貯蓄、民間企業の事業計画**などに大きな影響を与える

イメージ



税制改正に至るスケジュール



税制改正とは

【ポイント】

- 憲法第84条には租税法律主義に関する規定が設けられていて、それゆえ税制改正にあたっては、立法手続きが必要とされる
⇒国会での審議を経て法案が成立しないと税制改正に至らない
- 景気対策、雇用促進、環境対策、少子・高齢化対策、企業支援、土地問題、財政健全化、災害対策など、その時々の最重要課題に対処するため、毎年行われる
⇒時の政権が目指す方向が重視される＆毎年変わる為、情報のアップデートが常に必要

税制改正項目一覧 1/2

課税種類	改正項目	改正内容	解説有
法人課税	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	創設	①
	戦略技術領域に係る研究開発税制の創設・拡充	創設・拡充	
	賃上げ促進税制の見直し(大企業向け措置の廃止等)	見直し	②
	グループ通算制度における資産調整勘定対応金額などの加算措置見直し	↗	
	認定株式分配に係る課税の特例見直し	見直し	
	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例創設	創設	
国際課税	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	↖	③
	グローバル・ミニマム課税(第2の柱)の明確化・見直し	見直し	
消費課税	外国子会社合算税制等の見直し	見直し	
	プラットフォーム事業者を介した物品販売に係る納税義務の導入	導入	
	国際観光旅客税の税率引き上げ(1,000円→3,000円)	↗	
	自動車関係諸税の見直し(環境性能割の廃止等)	廃止・見直し	
	電気自動車等に対する車両重量に応じた課税の導入	導入	
	免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置	段階的に縮減	④
	インボイス制度導入に係る経過措置の見直し(3割特例等)	見直し・創設	
	少額輸入貨物(個人使用)に係る課税価格決定特例の廃止	廃止	

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

税制改正項目一覧 2/2

課税種類	改正項目	改正内容	解説
個人 所得課税	物価運動による基礎控除・給与所得控除の引き上げ	↗	⑤
	防衛特別所得税(仮称)の創設	創設	⑥
	ふるさと納税制度の健全な運用に向けた見直し	見直し	
	極めて高い水準の所得に対する負担措置見直し(ミニマムタックス)	引き上げ	⑦
	NISA(つみたて投資枠)の対象年齢拡大および対象指標の追加	見直し	⑧
	住宅ローン控除の延長および省エネ要件等の見直し	延長・見直し	
	暗号資産の分離課税化(20%)および繰越控除の創設	創設	⑨
	青色申告特別控除の控除額引き上げ(電子帳簿保存等)	引き上げ	
資産課税	教育資金の一括贈与に係る非課税措置の終了(不延長)	終了	
	貸付用不動産および不動産小口化商品の評価方法の見直し	見直し	⑩
	事業承継税制(法人版・個人版)の計画提出期限の延長	延長	⑪
納税 環境整備	国税・地方税犯則調査手続等のデジタル化	見直し	
	特定電子移転財産権(デジタル資産)の徴収手続の整備	整備	
	ダイレクト納付の利便性向上	向上	

①【法人課税:創設】特定生産性向上設備等投資促進税制 1/2

- 青色申告法人が一定要件(詳細以下記載)を満たす特定生産性向上設備等を取得した場合、**特別償却(即時償却)**又は**税額控除(取得価格の4%又は7%)**を選択適用できる制度が創設される

創設の背景

【主旨・背景】

強い経済を実現するための対応として、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大規模かつ高付加価値の投資を促進する

制度概要イメージ

設備内容	建物、建物付属設備、構築物	機械装置、ソフトウェア 工具器具備品
特別償却	取得価額 × 100%	
税額控除	取得価額 × 4%	取得価額 × 7%
適用要件	<p>① 2030年3月31日までに投資計画につき、経済産業大臣から確認を受ける ② 確認後5年以内に取得等をし、事業の用に供す</p>	
投資計画の適合基準	<p>① 取得価額の合計額が5億円以上 (大企業は35億円以上) ※中小企業の定義は資本金1億円以下の企業 ② 投資利益率が15%/年以上と見込める その他一定の決められた要件を具備する事</p>	

対応・ポイント

① 他の税制・補助金との併用について

本制度の投資計画期間中は、以下の税制との**重複適用が認められない**

- ・地域未来投資促進税制(地域経済牽引事業)
- ・中小企業経営強化税制
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

一方で、100億円企業宣言における中小企業成長加速化補助金と**本税制の併用については要件を満たせば可能**

※税制優遇の計算の基準となる金額は、圧縮記帳後の取得価額に対して適用となる

② 手続きのタイミングと詳細の確認

・適用時期:

改正法の施行日(**2026年4月以降の予定**)から2030年3月31日までに経済産業大臣の確認を受ける必要がある

・確認手続き

「取得前」や「着工前」など、どの段階での確認が必要になるか、具体的なスケジュールを確認しておく必要がある

③ 貸貸用物件の適用可否

自己の事業の用に供する必要があるため、貸貸用物件の投資は適用範囲外

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

①【法人課税:創設】特定生産性向上設備等投資促進税制 2/2

➤ 各種税制との違いについては以下をご参照ください。

	特定生産性向上設備等投資促進税制	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
主な目的	大規模・高付加価値な投資促進	生産性・収益力の強化	汎用的な設備投資の支援
投資規模要件	中小企業:5億円～ 大企業:35億円～	機械:160万円～ 建物:1,000万円～等	機械:160万円～等
特別償却	即時償却	即時償却	特別償却(30%)
税額控除	税額控除(4%～7%)	税額控除(7%～10%)	税額控除(7%)
建物の対象	○	△ ※建物は特別償却(15%or25%) 又は税額控除(1%or2%)	×
必要手続き 認定機関	投資計画の確認 経済産業大臣	経営力向上計画の認定 事業所管大臣	工業会証明書等 なし

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

②【法人課税: 見直し】賃上げ税制の見直し

- 本改正では、「物価上昇に負けない実質賃金の定着」と「中小企業の人手不足解消」を二大柱として、真に支援を必要とする企業へリソースを集中させる方針が示された

改正の背景と目的

【改正の背景・目的】

1. 物価高への対応と実質賃金の向上

物価上昇に負けない持続的な賃上げが求められている

2. 深刻な人手不足への対応

大企業に比べ、人材確保のために「防衛的な賃上げ」を余儀なくされている
中小企業の人手不足感は依然として強い

3. 租税特別措置の重点化

自力で賃上げが可能な大企業の優遇を整理し、支援の必要な中小企業を中心にリソースを集中させる

改正の内容

区分	適用要件(給与等の増加割合)		※上乗せ措置を加味した 改正後の最大控除率
	改正前	改正後	
大企業	3%以上～	廃止	—
中堅企業	3%以上～	4%以上～	30%
中小企業	1.5%以上～	1.5%以上～	35%

※企業区分に関わらず、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止される。

(中小企業向けの廃止時期は税制改正大綱に記載がないため、今後の情報を確認する必要がある)

※税額控除額: 下記①と②のいずれか少ない金額

①(雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 控除率

②適用年度の法人税額 × 20% (控除上限)

今後の対応

【大企業】駆け込み実施の検討と設備投資計画の検討

- 制度廃止前の賃上げ等の実施で最大35%の税額控除を確保
- 今後は投資促進による即時償却・税額控除の活用も検討

【中堅企業】先行賃上げと設備投資計画の検討

- 2027年3月31日迄に開始する各事業年度の適用をもって、廃止されるため、ベースアップ等の賃金再設計の実施
- くるみん・えるぼし認定による上乗せ優遇措置の活用を検討
- 大企業同様、投資促進による即時償却・税額控除の活用を検討

【中小企業】人材確保と繰越控除の活用

- 人手不足による防衛的賃上げを考慮し、唯一本制度が継続
- 赤字でも5年間の繰越が可能な為、持続的な賃上げを実施
- くるみん・えるぼし認定による上乗せ優遇の活用も検討

※中小企業: (1)①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人または②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 (2)協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等)

※中堅企業: 青色申告書を提出する法人又は個人事業主であり、かつ、法人にあっては適用事業年度終了の時、個人事業主にあっては適用を受ける年の12月31日において常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主※ただし、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く

※大企業: (法人)適用事業年度終了の時において、「資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上」又は「常時使用する従業員数が2,000人超」である法人(個人)適用年の12月31日において常時使用する従業員数が2,000人超である個人事業主

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

③【法人課税：↓】少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 本改正では、「深刻な物価高へ適応するため基準額を拡充する一方で、より支援が必要な中小規模事業者へ対象を絞り込み、3年の期限猶予を与え、中小企業の体質強化(賃上げ・生産性向上)の実現」を支援する方針が示された

改正の背景と目的

【改正の背景・目的】

➤ 深刻な物価高騰への対応

物価高による実質的な税負担増を回避し、中小企業の健全な設備更新を維持・促進する

➤ 投資促進と生産性向上

即時償却が可能な資産の範囲を拡大し、設備投資を後押しすることで、中小企業の労働生産性を向上させる

➤ 賃上げ原資の確保と対象の適正化

常時使用する従業員数の要件を厳格にすることで、より支援を必要とする「真の中小規模事業者」へ重点的に施策を集中させる

改正の内容

	改正前	改正後
対象法人※1	常時使用する従業員500人以下	常時使用する従業員400人以下
適用期限	2026年3月31日までの間に取得	2029年3月31日までの間に取得
対象資産	取得価額が30万円未満	取得価額が40万円未満
適用限度額※2	取得価額の合計額が300万円に達するまで	

※ 所得税も法人税と同様に、取得価額の引き上げ及び適用期限の延長が行われる

今後の対応

【1.投資基準単価の引き上げ】

- 投資基準単価引き上げに伴い、より高機能な設備導入に向け、予算策定や設備投資計画をアップデートする必要

【2.年間合計「300万円」枠の最適化】

- 年間の損金算入限度額は維持のため、取得・供用時期を翌期に分散させるなど緻密な投資スケジュールの管理が求められる

【3.一括償却資産(20万円未満)との併用について】

- 年間の特例適用合計額が300万円を超えるものは、一括償却資産(3年均等)として処理
- 少額減価償却資産特例は、償却資産税の対象
- 一方、一括償却資産は償却資産税の対象外となるため、税負担コストの検討が必要

※適用限度額

事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち、300万円に達するまでの金額が対象(事業年度が1年に満たない場合には、300万円を12で割り、これにその事業年度の月数をかけた金額)

④【消費課税:①】免税事業者からの課税仕入れに関する経過措置見直し

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

- 小規模事業者への配慮として経過措置適用期限を2年間延長。伴って控除可能割合も新たなスケジュールへ変更
- 一の免税事業者からの年間課税仕入れに対する経過措置の適用上限額が、10億円→1億円(▲90%)へ引き下げ

改正の概要

【改正の背景・目的】

- 免税事業者からの仕入れ税額控除が、租税回避に利用されている実態を踏まえ段階的な縮減方向
- 一方、インボイス制度の影響が大きい小規模事業者への配慮、「激変緩和」の観点から、期限延長と段階的な縮減が決定

【改正される内容】

① 経過措置延長と控除可能割合の変更

«経過措置延長»

改正前:2029年9月末

改正後:2031年9月末

«控除可能割合»

70%:2026年10月～
2028年9月末

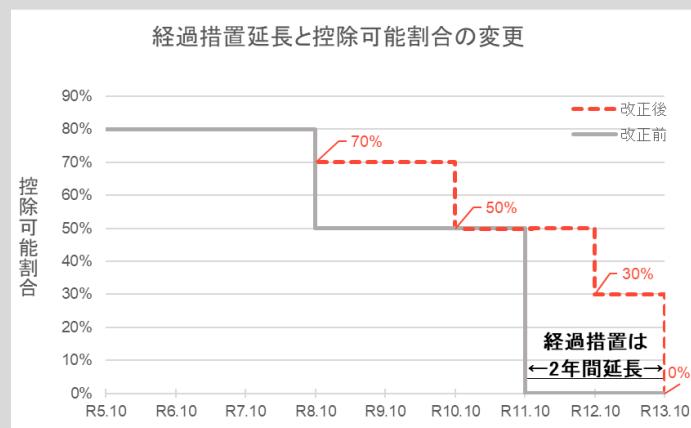
50%:2028年10月～
2030年9月末

30%:2030年10月～
2031年9月末

② 適用上限額の変更

一の免税事業者からの課税仕入れ額の合計額が年間1億円
(改正前:10億円)を超える場合には、その超過部分の課税仕入れについて本経過措置の適用を認めない

時期:2026年10月1日以後に開始する課税期間から適用



仕入れ業者側の対応・ポイント

1. 対象免税事業者とのコミュニケーション

- 段階的に縮減(切り替わる)するタイミングは、取引価格の見直しや、インボイスの登録を促す交渉ポイントになります。※取引価格交渉はフリーランス新法、取適法(2026年1月1日より下請法が改正され新たに施行)への抵触に要注意

2. 「上限1億円」への引下げに伴う反映業務

- 特定仕入先の抽出とモニタリング
—今回の対象となる年間支払額は1億円を超える同一の免税事業者の特定と、累計額の管理が必要
- 今後の更なる引下げ
—本経過措置に係る上限額1億円についても取引実態を踏まえて、今後更なる引下げを検討するとされている

3. スケジュール変更に伴うコスト管理

- 段階的なコスト増加の試算
—8割→7割→5割→3割と控除できる割合の減少に伴い、自社の消費税負担が増えるため中長期的な資金・収支計画への織り込みが必要となる

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤【個人所得課税】物価連動による基礎控除・給与所得控除の引き上げ

- 物価上昇に合わせ、所謂「**年収の壁**」が給与所得者にとっては、103万円(2024年)から**178万円**(2026年)になる
- 一方で**社会保険の壁**は従来通り(106万円・130万円)で引き上げ予定無いが、**壁そのものを撤廃**する方向にシフト

改正の概要

【改正の背景・目的】

ここ2年の平均物価上昇6.0%に連動して、**基礎控除と給与所得控除をそれぞれ引き上げ**、「強い経済」の実現を図る

特に665万円までの低～中所得者にとっての減税幅が大きい

【改正される内容】

1. 適用時期

2026年については、年末調整から適用

源泉徴収対応は、2027年1月1日以後

2. 内容

改正前 基礎控除:48万円、給与所得控除:55万円(最大値)

改正後 基礎控除:**104万円**、給与所得控除:**74万円**(最大値)

イメージ(基礎控除)

合計所得金額	現行(令和7年分)	改正案(令和8・9年分)
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	67万円
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

①基礎控除 : 104万円
②給与所得控除 : 74万円
③控除合計 : **178万円**
いわゆる「年収の壁」

対応・ポイント

① 各年収区分における対応

1.178万円未満

週20時間以上・年収130万円で扶養を外れ社会保険適用となる為、働く時間を調整か、**壁を大きく超えるか**検討

2.665万円未満

今回の改正で減税メリットが一番多い

iDeCo・DCやNISA、ふるさと納税等の対策・運用を検討

3.2,000万円未満

年収850万円超で基礎控除メリットが薄れる

iDeCo・DCやNISA、ふるさと納税等の対策・運用を検討

4.2,500万円超

海外不動産、ドクターへり、法人化(不動産業)を検討

② 社会保険

- 社会保険における**年収の壁**は依然として106万円・130万円で残るが、**撤廃される見通し**※
- 特に**役員の場合**は、常勤性・報酬の有無・複数社勤務等により異なる為、MIKATAにご相談ください

※1.賃金要件(月額8.8万円) 最低賃金の引き上げに伴い、2026年10月撤廃

※2.企業規模要件(50人超) 2035年まで段階的に撤廃

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑥【所得税:入替・延長】防衛特別所得税の創設&復興特別所得税の引下

- 防衛力強化への安定的な財源を確保するという観点から、**防衛特別所得税(仮称)**が創設される
- 一方で家計への配慮の為復興特別所得税を1%引き下げ

改正の概要

【改正の背景・目的】

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する

【改正される内容】

1. 適用時期

2027年1月1日以後適用

2. 納税対象者

個人所得税額に対し、1%の付加税

3. 家計への配慮

復興特別所得税を同時に1%引き下げ

現状

【税率】 2.1%

→

改正後

1.1%

4. 財源確保の為、課税期間の延長

【課税期間】 2037年迄

→

2047年まで

対応・ポイント

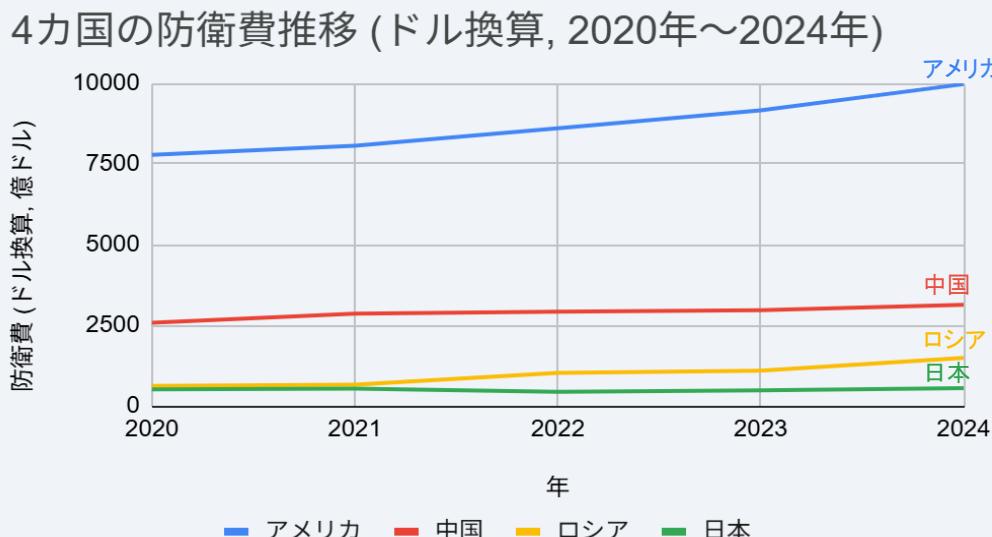
【実質的な対応】

- 短期的には負担増加は無いが、課税期間の延長により、**実質的な税負担は増加することになる**

【今後の注目点】

- 防衛特別所得税(仮称)は課税期間が「**当分の間**」である為、課税期間が注目点

【参考:各国の防衛費推移】



⑦【個人所得課税:↗】極めて高い水準の所得に対する負担適正化措置見直し

- 増税の対象となる所得のボーダーラインが大幅に下がり(所得が約10億円→約3億円)、これまで対象外だった層も増税の範囲に含まれることに
- 追加の税負担を計算する際の特別控除額3.3億円を1.65億円に引き下げ、税率22.5%を30%に引き上げ

改正の概要

【改正の背景・目的】

- 高所得者層の所得税負担率を是正するため、令和5年度税制改正において導入
- 税負担の公平性の確保を図る観点から、さらに控除額を引き下げ、税率を引き上げる

【改正される内容】

1. 適用時期

2027年1月1日以降の所得税について適用

2. 内容

改正前 (基準所得金額 - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額
改正後 (基準所得金額 - 1.65億円) × 30% - 基準所得税額

増税イメージ

単位:百万円

①所得金額	改正前 (2026年12月末まで)		改正後 (2027年1月1日以降)		⑥増税額 ④-②	⑦増税インパクト ⑥÷①
	②税額	③税率	④税額	⑤税率		
100	19	19.3%	19	19.3%	0	0.0%
200	39	19.3%	39	19.3%	0	0.0%
300	58	19.3%	58	19.3%	0	0.0%
400	77	19.3%	84	20.9%	6	1.6%
500	96	19.3%	117	23.4%	20	4.1%
~						
1,000	193	19.3%	283	28.3%	90	9.0%
3,000	710	23.7%	948	31.6%	239	8.0%
5,000	1,232	24.6%	1,613	32.3%	381	7.6%
10,000	2,538	25.4%	3,276	32.8%	737	7.4%

※②④は所得税と住民税を合わせた実効税率で記載しております。

対応・ポイント

①株式譲渡・M&Aのタイミング検討

自社株の売却や多額の有価証券の売却を予定している場合、改正前後で税負担が大きく変化
→事前に増税額の確認、売却のタイミングの検討が必要
(タイミングが合えば2026年度中売却が有利)
→所得10億円前後の増税インパクトが大きくなる

②所得の分散・平準化

単年度に所得を集中させず、複数年に分散させることで合計所得を抑える戦略が有効
→株式譲渡と退職金のタイミングをずらす

③法人での株式譲渡を検討

個人の所得が10億円超える場合には、法人税とほぼ近い水準の税率になるため、法人での株式譲渡も選択肢の一つ
→売却をする前に、組織再編の検討
→不動産M&Aの際の影響の確認も必要

※住民税への影響なし

※ふるさと納税をしても追加増税分は減少せず

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑦【個人所得課税:↗】極めて高い水準の所得に対する負担適正化措置見直し

単位:百万円

①所得金額	改正前 (2026年12月末まで)		改正後 (2027年1月1日以降)		⑥増税額 ④-②	⑦増税イ ンパクト ⑥÷①
	②税額	③税率	④税額	⑤税率		
100	19	19.3%	19	19.3%	0	0.0%
200	39	19.3%	39	19.3%	0	0.0%
300	58	19.3%	58	19.3%	0	0.0%
400	77	19.3%	84	20.9%	6	1.6%
500	96	19.3%	117	23.4%	20	4.1%
600	116	19.3%	150	25.0%	34	5.7%
700	135	19.3%	183	26.2%	48	6.9%
800	154	19.3%	217	27.1%	62	7.8%
900	174	19.3%	250	27.8%	76	8.5%
1,000	193	19.3%	283	28.3%	90	9.0%
2,000	448	22.4%	616	30.8%	167	8.4%
3,000	710	23.7%	948	31.6%	239	8.0%
4,000	971	24.3%	1,281	32.0%	310	7.7%
5,000	1,232	24.6%	1,613	32.3%	381	7.6%
10,000	2,538	25.4%	3,276	32.8%	737	7.4%
20,000	5,151	25.8%	6,601	33.0%	1,450	7.2%
30,000	7,763	25.9%	9,926	33.1%	2,162	7.2%
40,000	10,376	25.9%	13,251	33.1%	2,875	7.2%
50,000	12,988	26.0%	16,576	33.2%	3,587	7.2%
100,000	26,051	26.1%	33,201	33.2%	7,150	7.1%

※②④は所得税と住民税を合わせた実効税率で記載しております。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑧【新制度】こどもNISAの創設

- 次世代の資産形成支援の観点から、未成年に対してもNISA口座の開設が可能になる
- 長期安定的な投資を支えるとして、つみたて投資枠のみが非課税口座開設の対象となる

改正の概要

【改正の背景・目的】

「貯蓄から投資」の流れの加速、次世代の資産形成支援の観点から、NISA枠の下限の撤廃が行われる

【改正される内容】

1. 適用時期

2027年1月1日以後

2. 新規対象者

未成年者 0歳～17歳

3. 非課税限度額

年間 : 60万円

最大通算 : 600万円

※18歳以降は自動的に成年の積立投資枠に移行

4. 投資可能銘柄

つみたて投資の対象商品（個別株への投資は不可）

5. 引き出し可能年齢

12歳以降（入学金等特定の用途）

対応・ポイント

【活用のポイント】

- 長期複利運用による大きなリターン期待
一般的に資金がかかる中高生以降の為に時間を使って複利運用が可能
例：年利5%で10年間運用した場合

積立額(月)	1.5万円	3万円	5万円
投資額	180	360	600
投資結果	233	466	776
運用益(非課税)	+53	+106	+176

2. 曆年贈与との併用

非課税枠110万円で贈与した資金をNISA枠で運用することで、効率的に若年世代で資産運用が可能

3. 元本保証ではない

あくまで投資商品であり、元本毀損リスクもある
保険や預金も活用し、ライフプランに適したポートフォリオ形成が重要

⑨【個人課税:↓】暗号資産の分離課税化

- 暗号資産をめぐっては、これまで最高税率55%(住民税含む)が適用される場合があり、海外への投資家・資本の流出を招いていた
- 投資リスクを軽減し、予見可能性を高めることで、中長期的な投資を促すことを狙いとする

改正の概要

【改正の背景・目的】

暗号資産を「投機的な対象」から、株やFXと同様の「金融商品・投資対象」として正式に位置づけることで、国民の資産形成を後押しし、国内市場を活性化させる

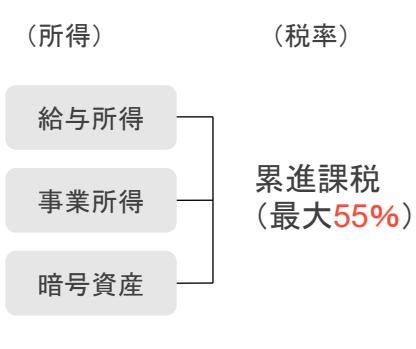
【改正される内容】

- 適用時期
最短で、**2027年1月1日以後の取引に適用**

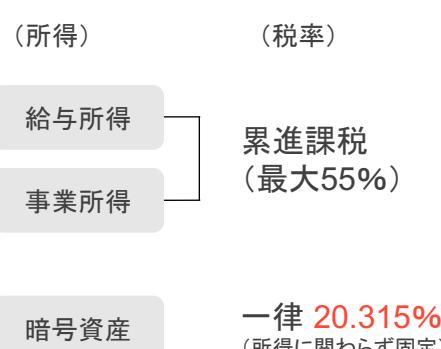
- 課税方式の変更
従来の総合課税(最大約55%)から、他の金融商品と同様の**申告分離課税(一律20.315%)**へ移行

改正によるイメージ図

【改正前】



【改正後】



対応・ポイント

売却タイミングの検討

- 大きな含み益がある場合、改正前の総合課税(高税率)で売却するか、改正後の分離課税(一律20%)まで待つか、有利判定が重要となる

特定暗号資産の確認

- すべての暗号資産が対象ではなく、**「登録業者を通じて取引されるこれから定められる特定暗号資産」**に限られる点に注意が必要(特に海外取引所や個人間取引の扱いは要確認)特定暗号資産にはビットコイン、イーサリアムは日本国内のすべての登録交換業者が取り扱っているため含まれる見込み

損益通算と繰越

- これまで赤字が出てもその年限りであったものが、今後は「利益が出た翌年に、前年の赤字をぶつける」といった節税戦略が可能になる

国外転出時課税(キャピタルフライト)の規制対象となるか

- 対象資産となるか確認が必要となる

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑩【個人課税:①】貸付用不動産・不動産小口化商品の評価方法見直し

- 近年、不動産の市場価格に対し通達評価額が低く算出され、この乖離を利用した節税事例が増加
- 過度な節税対策を抑制し課税の公平化を図るという観点から、貸付用不動産・不動産小口化商品の評価方法が見直される

改正の概要

【改正の背景・目的】

貸付用不動産・不動産小口化商品の市場価格と相続税評価額の乖離の実態を踏まえ、課税の公平性を確保する

【改正される内容】

1. 適用時期

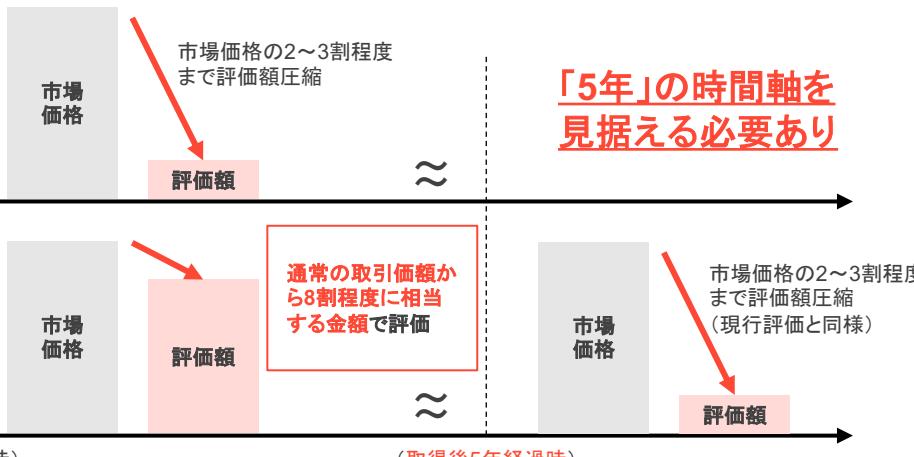
2027年1月1日以後の相続・贈与等に適用

2. 評価方法

- ①貸付用不動産:時価の8割程度(取得後5年以内)の評価
- ②不動産小口化商品:通常の取引価額(取得時期に関わらない)で評価

評価方法改正のイメージ図(貸付用不動産)

【改正前】



⑪【資産課税: 延長】事業承継税制 特例承継計画の提出期限延長

- 法人版事業承継税制(特例措置): 特例承継計画の提出期限を2027年9月末まで(1年6ヶ月延長)

概要

【改正の背景・目的】

- 特例措置創設(2018年)後、一定程度の事業承継が進展してきた
- 一方、物価高等の不透明な経営環境により、70代以上の経営者でも後継者育成や承継手続きが完了していない実態がある

【改正される内容】

- 法人版事業承継税制(特例措置): 特例承継計画の提出期限を2027年9月末まで(1年6ヶ月延長)

改正内容		改正前	改正後
法人版 (特例措置)	特例承継計画 提出期限	2026年3月31日	2027年9月30日
	適用期限	2027年12月31日	改正なし

改正のポイント

【ポイント】

- 特例措置の適用期限については今後延長されない前提で、適用する場合は早めの対応が必要である
- 「特例承継計画」を提出していても制度適用の義務はないため、利用の検討の度合いに関わらず、「特例承継計画の提出」を進めるのも一考
なお、提出によるデメリットは無い
- 延長期限到来後の事業承継の在り方については、令和9年度の税制改正において結論が示される見込
過去の税制改正を鑑みると特例措置の延長はないことが想定される
→一般制度が拡充されるか動向に要注目

留意事項

本資料は自由民主党・日本維新の会が決定した「令和8年度税制改正大綱」及びその他各省庁が公表している資料等に基づき作成しております。

本資料は情報提供を目的として、一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

また、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますので、ご留意ください。

ミカタグループは、本資料の作成および管理には万全の配慮をしておりますが、その内容に関する正確性および完全性について保証せず、また責任を負いません。

MIKATA

経営と、人生の、味方になる。